

秋田市斎場特定建築物環境衛生管理業務委託仕様書

第1 委託業務の概要

1 委託名

秋田市斎場特定建築物環境衛生管理業務委託

2 委託の目的

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第4条第3項の規定に基づき、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和45年政令第304号）第2条の建築物環境衛生管理基準に従って秋田市斎場の維持管理を行うため、建築物環境衛生管理技術者を選任するとともに同技術者による監督をさせるほか、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号。以下「省令」という。）の各条項に基づく各種測定等を行うもの

3 委託（履行）場所

秋田市外旭川字山崎537番地

秋田市斎場

4 委託（履行）期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

5 施設の概要

- (1) 名称 秋田市斎場
- (2) 住所 秋田市外旭川字山崎537番地
- (3) 構造 鉄筋コンクリート造2階建
- (4) 面積 延べ床面積4,501.17㎡

第2 委託業務の内容等

1 委託業務の実施要領および時期

- (1) 建築物環境衛生管理技術者の選任および同技術者による監督
36か月間
- (2) 空気環境測定
 - ア 測定箇所8ポイント（屋内7、外気1）
毎年5月、7月、9月、11月、1月、3月に各1回
※測定箇所は、別途協議のうえ決定する。
 - イ ホルムアルデヒド
毎年9月に1回
- (3) 飲料水（水道水）の水質検査
 - ア 特定建築物16項目

毎年9月、3月に各1回

イ 消毒副生成物12項目

毎年9月に1回

(4) ねずみ等の衛生害虫防除

毎年9月、3月に各1回

(5) ばい煙測定（冷温水発生機）

毎年9月、3月に各1回

(6) レジオネラ属菌検査

毎年9月に1回

2 事前準備

契約締結時に、業務責任者および業務担当者（以下「業務関係者」という。）の氏名ならびに保有資格のほか、業務責任者の電話番号を記載した業務関係者名簿（業務責任者についての建築物環境衛生管理技術者免状および厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習を修了したことを証する書面の写し（以下「業務責任者についての書面の写し」という。）を添付。）とともに、初年度の工程表を提出すること（2年度目以降の工程表は、当該年度の4月10日までに提出すること。）。

3 業務責任者の指定および業務担当者

建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者であって、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習を修了した者を業務責任者（建築物環境衛生管理技術者）として指定するとともに、業務担当者を選任すること。

なお、業務担当者のうち測定実施者および監督者は、省令の各条項により厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習を修了した者を充て、契約締結時に、講習を修了したことを証する書面の写し（以下「測定実施者等の書面の写し」という。）を提出すること。

また、契約期間中に業務関係者を変更した場合は、遅滞なく業務関係者名簿（業務責任者の変更の場合は業務責任者についての書面の写し、業務担当者のうち測定実施者又は監督者の変更の場合は測定実施者等の書面の写しを添付。）を提出すること。

4 服装等

業務関係者は、業務に適した服装および装備等を着用し、業務を実施すること。

5 安全管理

業務担当者の労働安全衛生に関する労務管理については、業務責任者がその責任者となり、関係法令に従って行うこと。

6 経費負担

(1) 業務に必要な工具、機械器具および消耗品等については、受託者の負担とする。

(2) 測定等の結果、修繕等が必要な場合は別途指示を行うものとする。

7 業務完了報告書等

各種測定および検査等の実施後、速やかに測定値等を記載した作業報告書を提出すること。また、各年度末に業務完了報告書を提出すること。

8 委託料の支払

業務の完了を確認するための検査に合格したときは、請求に基づき、請求を受理した日から起算して30日以内に、契約金額の3分の1に相当する委託料（1円未満の端数が生じる場合は初回年度で調整）を支払うものとする。

第3 契約に当たっての留意事項

1 委託業務の内容の変更

本市は、契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができることとする規定とともに、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、本市と受託者が協議して書面により定めるものとする条項を契約書に盛り込む予定である。

2 再委託等の禁止

受託者は、業務の実施に当たり、委託業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならないこととする規定とともに、あらかじめ本市の承諾を受けた場合に限り、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができることとする条項を契約書に盛り込む予定である。

3 秘密の保持

受託者は、業務遂行に当たって知り得た秘密を第三者にもらしてはならないこととする規定のほか、業務を実施するに当たり、個人情報の保護に関し本市が定める「個人情報取扱特記事項」、秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に定める事項を遵守しなければならないこととする条項を契約書に盛り込む予定である。

4 予算の削減等による変更又は解除

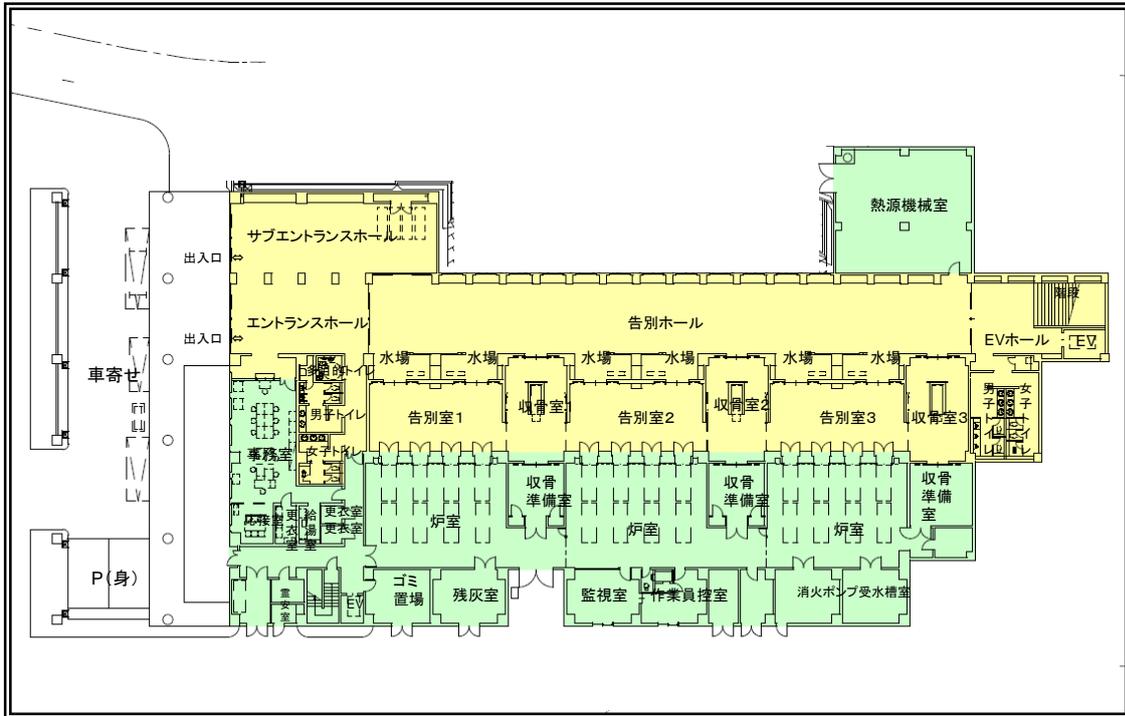
契約締結年度の翌年度以降において本市の歳入歳出予算の当該金額について、減額又は削除があったときは、本市は、この契約を変更し、又は解除することができる旨の条項を契約書に盛り込む予定である。

第4 その他

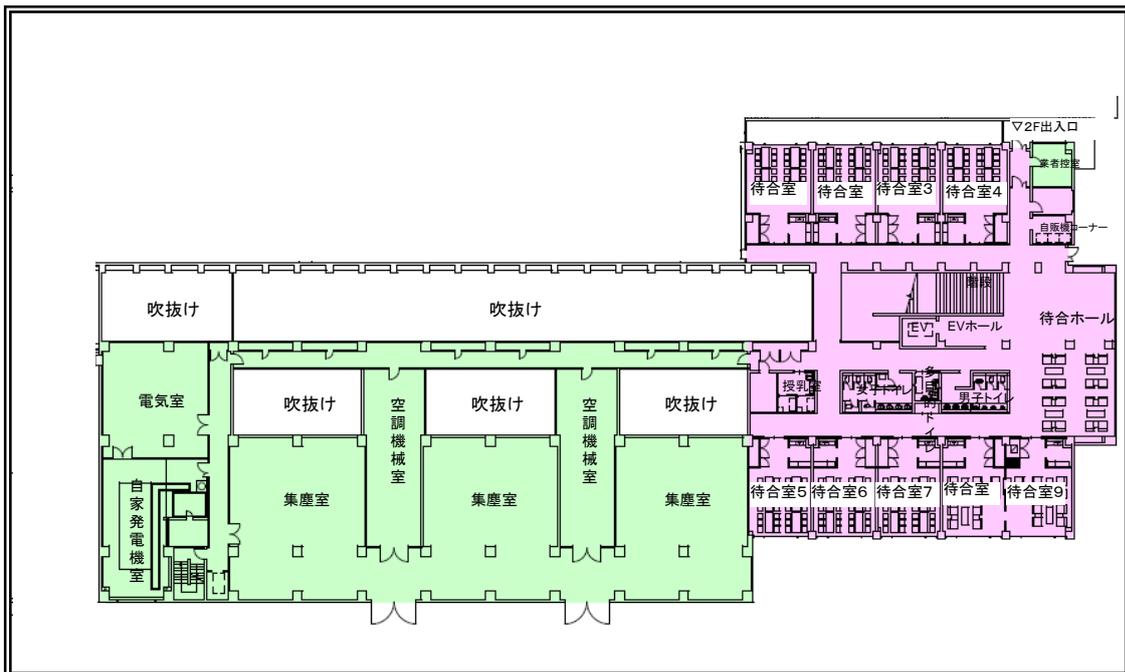
本仕様書の記載に疑義がある場合、又は記載のない事項がある場合は本市と協議すること。

秋田市斎場特定建築物環境衛生管理業務委託 管理図面

■1階平面図



■2階平面図



名 称	品 種 形 状・寸 法	員 数	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	備 考
秋田市斎場特定建築物環境衛生管理業務委託						
1). 建築物環境衛生管理技術者選任費		12	ヵ月			代価表1号
2). 空気環境測定		6	回			代価表1号
3). 飲料水水質検査(16項目)		2	回			代価表1号
飲料水水質検査(12項目)		1	回			代価表1号
4). ねずみ等衛生害虫防除		2	回			代価表1号
5). ばい煙測定(冷温水発生機)		2	回			代価表1号
6). レジオネラ属菌検査		1	回			代価表1号
直接人件費計						
直接物品費		1	式			
直接業務費						
業務管理費		1	式			
業務原価						
一般管理費		1	式			

名 称	品 種 形 状・寸 法	員 数	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	備 考
1年間計						
3年間計		3	— 年			
消費税等相当額		1	式			10%
業務委託費計						

名 称	品 種 形 状・寸 法	員 数	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	備 考
秋田市斎場特定建築物環境衛生管理業務委託						
1). 建築物環境衛生管理技術者選任費	(保全技術員)		人			
2). 空気環境測定	(保全技術員)		人			通常6回+ ホルムアルデヒド検査(1回)
3). 飲料水水質検査(16項目)	(保全技術員)		人			
飲料水水質検査(12項目)	(保全技術員)		人			
4). ねずみ等衛生害虫防除	(保全技術員)		人			
5). ばい煙測定(冷温水発生機)	(保全技術員)		人			1号機、2号機(2回/年)
6). レジオネラ属菌検査	(保全技術員)		人			クーリングタワー2基分